

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年7月30日提出

【発行者名】 ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 八木 健

【本店の所在の場所】 東京都千代田区一番町2-9番地1番町ハウス

【事務連絡者氏名】 大岩 和弘
連絡場所 東京都千代田区一番町2-9番地1番町ハウス

【電話番号】 03-5210-3342

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）
グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 (1) 当初申込期間 各10億円を上限とします。
(2) 継続申込期間 各1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月27日付をもって提出した有価証券届出書（2024年9月2日付、2025年4月18日付および同年6月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により、訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、下記事由に鑑み本訂正届出書を提出します。

- ・ 販売会社における解約単位引下げに伴う記載変更
- ・ 記載内容を分かり易くするために一部文章表現等を変更

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（前略）

<ファンドの特色>

（中略）

◆ 購入・換金に関する注意事項

■ 購入単位、換金単位ともに100万円以上、1円単位。

（後略）

<訂正後>

（前略）

<ファンドの特色>

（中略）

◆ 購入・換金に関する注意事項

■ 購入単位は100万円以上、1円単位。換金単位は1万円以上、1円単位。

（後略）

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(前略)

委託会社	年0.55%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.01%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記に加えて、投資対象とする投資信託証券にかかる信託財産の運用・管理等の対価として下記の費用がかかります。

投資対象ファンドのシェアにかかる費用：当ファンドが投資する金額に対し年率0.58%程度
 マネーファンドにかかる費用：当ファンドが投資する金額に対し年率0.033%（税抜0.03%）
 最低金額が定められている費用については、投資対象ファンドの資産規模が小さい場合に結果として上記料率を上回ることがあります。また、固定金額で定められた費用や取引ごとに発生する費用は含まれていません。

実質的な負担は純資産総額に対して、年率1.218%程度（税抜1.16%程度）となります。

投資対象ファンドのシェアを100%組入れた際の試算です。実際の投資対象ファンドのシェア及びマネーファンドの組入れ比率に応じて変動します。

(後略)

<訂正後>

(前略)

支払先	年率(税抜)	主な役務
委託会社	年0.55%	委託した資金の運用、運用報告書等の作成
販売会社	年0.01%	口座開設・管理、購入・換金の受付、法定書面の交付等
受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行

上記に加えて、投資対象とする投資信託証券にかかる信託財産の運用・管理等の対価として下記の費用がかかります。

投資対象ファンドにかかる費用(運用報酬等)：投資対象ファンドの運用・管理等の対価として、当ファンドが投資する金額に対し年率0.58%(非課税)程度となります。

最低金額が定められている費用については、投資対象ファンドの資産規模が小さい場合に結果として上記料率を上回ることがあります。また、監査費用等の固定金額で定められた費用や、銀行取引手数料等の取引ごとに発生する費用は含まれていません。

マネーファンドの運用・管理等の対価として、当ファンドが投資する金額に対し年率0.033%（税抜0.03%）となります。

実質的な負担は純資産総額に対して、年率1.218%程度（税抜1.16%程度）となります。

投資対象ファンドを100%組入れた際の試算です。実際の投資対象ファンド及びマネーファンドの組入れ比率に応じて変動します。

(後略)

第2【管理及び運営】

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

- ・受益者は、100万円以上1円単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
(後略)

<訂正後>

- ・受益者は、1万円以上1円単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
(後略)